

板橋区子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の附属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月15日東京都板橋区条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。